

三豊市監査委員告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 27 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 詫間 政司

令和 4 年度

定例監査結果報告書(第 2 回)

三豊市監査委員

三 監 第 163 号
令和5年3月24日

三 豊 市 長	山下 昭史 様
三 豊 市 議 会 議 長	浜口 恭行 様
三豊市教育委員会教育長	長尾 卓也 様
三豊市農業委員会会長	堀江 博 様

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 詫間 政司

令和4年度定例監査結果（第2回）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出する。

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定例監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

(1) 部局等

部 課 等 名	
議 会 事 務 局	
西香川病院（健康課）	
み と よ 市 民 病 院	
会 計 課	
農 業 委 員 会 事 務 局	
監 査 委 員 事 務 局	
農 政 部	農林水産課 土地改良課
建 設 部	建設港湾課 都市整備課 建築住宅課
健康福祉部	高瀬中央保育所
健康福祉部 教育委員会事務局	上高瀬幼稚園 勝間幼稚園 比地二幼稚園 二ノ宮幼稚園 麻幼稚園

教育委員会事務局	上高瀬小学校 勝間小学校 比地小学校 二ノ宮小学校 麻小学校 笠田小学校 高瀬中学校
----------	--

(2) 事務実施期間 令和4年4月1日から令和4年11月30日まで

第4 監査の着眼点

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令にのっとり適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、現金取扱いの手順、預金通帳の管理、契約事務、負担金・補助金交付事務、歳入歳出予算執行状況、未収金対策、公用車の運行記録、施設の利用状況等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局

みとよ市民病院・保育所・幼稚園・小中学校は現地

(2) 日 程 令和5年1月17日から令和5年2月2日まで

第7 監査の結果

監査の結果については、「改善・検討事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」として取りまとめており、「改善・検討事項」について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき遅滞なく通知されたい。なお、監査執行過程において気付いた軽微な事項については、その都度指摘を行ったため記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。

執行機関においては、指摘を受けた部署だけの課題とせず、全ての部署が当

事者意識を持って現状の課題を確実に振り返ることを強く望む。また、各所管課の責任者は、業務実態や進捗状況を十分把握し事務事業の適切な運行管理に努め、職場内部での審査がより実効性をもって行われるよう点検の質を高めていくとともに、自主評価を基にしたより効率的な事務事業の管理を行っていただきたい。

【改善・検討事項】

《個別事項》

・預金通帳等の取扱いについて（会計課）

「三豊市公金等に係る預金通帳の保管に関する指針（平成28年8月1日改正）」では、入出金の手続き及び保管状況の確認のため、年2回以上預金通帳等を定期的に管理監督者が点検し、関係帳簿の余白に点検年月日を記載、押印することとなっている。しかし、会計課が保管する預金通帳において、管理監督者の点検が指針どおりにできていなかった。この指針を作成し他課に指導を行う模範となるべき会計課ができていなかったことは誠に遺憾である。

また、今回の監査の対象となった部署においても、通帳等の点検、各種届出等、指針を遵守できているところは少なかった。この指針が、通帳等を取り扱う職員に広く周知されているか疑問である。については、今後、担当職員の異動も踏まえた全庁的な周知方法を検討すること。

・指定管理の施設修繕に係る費用負担区分について（都市整備課）

「三豊市不動の滝カントリーパーク」及び「三豊市豊中コミュニティセンター」における指定管理の基本協定書本文、リスク分担表、管理業務仕様書及び年度協定書で施設修繕に係る費用負担区分に齟齬があり、修繕料が「5万円」となった場合の費用負担区分が不明確な状態であった。

平成31年4月制定の「三豊市指定管理者制度の運用に係るガイドライン」及び「基本協定書【ひな型】」を参考にし、早急に改善すること。

【意見】

《共通事項》

・適正な事務処理について

今回の監査において、下記のとおり職員のコンプライアンス意識の欠如が原因と思われる不適切な事務処理が多く見受けられたことは大変遺憾である。

これらは一例であるが、自治体組織運営の基本である法律・条例・規則・内規、各部局等からの事務執行上の通知・通達、ガイドライン、マニュアル、運用基準及び各種様式や作成のための記入例等を示したものは、組織活動の間違いのない業務執行をするための基準であるとともに、事務ミスや問題事故等業務プロセスにおける誤り発生のリスクを未然に防止するためのものでもある。

これまで繰り返し述べているが、運用する職員がルールや仕組みを守ろうとしなければ、全く機能していないこととなる。これを有効に機能させるためには、組織全体で例規を遵守し、運用しようという意識が浸透することが必要不可欠である。今後とも当たり前の事務執行に努めていただきたい。

また、事務処理の厳正かつ適正な執行を確保するため、内部統制制度の構築とその充実強化に努められたい。

(1) 旅行命令については、平成19年4月1日付、総務部人事課発出の「三豊市職員等の旅費に関する条例の運用について」に基づいて事務処理を行っているところであるが、電子決裁における旅行命令において、公用車を使用した県外出張時に必要である管財課長の合議がないものが見受けられた。

(2) 公用車運転日誌については、記入漏れが多く見受けられた。また、令和4年4月の道路交通法の改正により義務付けられた飲酒運転防止のための目視等によるアルコールチェックについては、アルコール検査を実施していないケース、運転者本人を確認者として記録しているケース、チェック項目の記入漏れがあった。それ以外に、管財課が定めた様式を使用していない事例も見受けられた。

(3) 支出負担行為の時期については、地方自治法第232条の3において、「支出の原因となるべき契約その他の行為」と定められている。また、三豊市会計規則第35条（支出負担行為整理区分表）には、支出負担行為として整理する時期等が詳細に定められている。しかしながら、今回も契約を締結しているのに支出負担行為がなされていないものが見受けられた。

(4) 会計課より周知されている三豊市資金前渡金取り扱い要領では、「資金前渡金受払整理簿」を、会計年度終了後は会計課へ提出することになっているが、過年度の受払整理簿を提出していないケースが見受けられた。

(5) 物品会計規則を遵守した物品出納保管事務について、令和3年度及び令和4年度と継続して、備品現在高が適正に管理されているか監査を行った。2年間にわたり各課の状況を確認したが、未だに確認や整理ができていないのが現状である。

(6) 毎月実施している例月現金出納検査における伝票審査の指摘事項については、同様の指摘内容が繰り返されている状況である。規則・通知・通達・マニュアル・ガイドライン・運用基準・各種様式や作成のための記入例等を示した作成ルールを遵守し、事務執行の適正化に努めていただきたい。

《学校等共通事項》

・切手の適正な管理について

今回の監査で切手の確認を行ったところ、切手の保有残高については、学校等によって幅がありさまざまであった。小学校に限って言えば多いところで43,353円、少ないところで3,926円であった。これは、学校の規模に応じた額とも見受けられず、適正な保有残高であるか疑問である。

また、保有枚数の多い学校が、今後使用予定があるという理由で切手を購入していた。まずは保有している切手から優先して使用するべきで、このような状況での切手購入は、予算消化を目的としたものと思われても仕方がない。

さらに、監査時、郵便切手等受払簿と残高が一致しないところがあり、後日、切手を紛失していたとの報告があった。保有枚数が多ければ、それだけ盗難や紛失等のリスクが高まる。また、切手は換金性が高いため、厳重な管理が求められるところである。

今後、各学校等においては、郵便切手等受払簿から年間使用枚数を把握し、使用枚数に相応した枚数を保有することで、切手管理に伴うリスクの軽減に努められたい。

- 学校施設等の環境整備について

長年にわたり清掃業務が実施できていないことで、施設の劣化を含めた施設管理について危惧していたが、令和 3 年度後半から清掃業務が再開され、学校関係者も大変安堵している。今後とも教育施設の長寿命化と共に環境整備に努めていただきたい。